

## 丸亀市人づくりビジョン 解説

### (基本理念)

丸亀市は、すべての子どもたちの自立と共生を育み、輝かしい未来を担う社会の創り手となることができるよう、まち全体で子どもを育てる環境づくりに取り組みます

すべての市民が自己実現を目指し、豊かな人生を送ることができるよう、生涯のあらゆる段階で、多様な学びの機会を提供します

伝統と文化を尊重し、公共の精神と他者との協力を大切にし、丸亀市が持続可能な社会として発展していけるよう、まちづくりの主役となる人づくりをみんなの力ですすめます

● 丸亀市人づくりビジョンの基本理念として大きく次の3点を挙げました。

1. 「まち全体が学校」

丸亀の将来を担う子どもたちへの教育は、人づくりの基本です。すべての子どもたちの自立と共生を学校・家庭・地域が一体となって育む環境づくりに取り組みます。

2. 「学びの環境整備」

すべての市民が生涯のあらゆる段階で、等しくその能力に応じた教育を受けることができるよう学びの場づくりに取り組みます。

3. 「まちづくりの主役となる人づくり」

社会全体が幸福でなければ、個人の幸福も実現されません。自分を大切にするのと同じく、他者の人格も尊重し、周囲と協働して持続可能な社会を創造していく人づくりをみんなの力ですすめます。

### (基本目標)

- I 【子どもの教育】 主体性と公共性を備えた豊かな人格の子どもを育てる
- II 【教育環境の整備】 すべての子どもが平等で安全に安心して教育が受けられる環境を整える
- III 【生涯学習の推進】 市民が豊かな人生を送れるよう、生涯において学び、活躍できる機会を充実させる
- IV 【文化芸術の振興】 地域社会と市民一人ひとりに活力をもたらす文化芸術活動を促進する
- V 【スポーツの振興】 市民の健康とまちのにぎわいにつながるスポーツを推進する

● 基本理念を実現していくために、5つの基本目標を掲げました。

## (施策の方向性)

### I 【子どもの教育】

1. 地域学校協働活動をはじめ、学校・家庭・地域が連携して協働的な学びを充実し、地域一体となって視野の広い、人間性豊かな子どもを育てる

●人々との触れ合いや異なる価値観・文化との接触など、実生活での様々な体験が視野の広い人間性豊かな子どもを育てます。コミュニティや多様な人材との協働、家庭や地域との連携など、地域一体となって取り組む地域学校協働活動等を充実させる必要があります。

2. 相手の意見や互いの多様性を認め合い、いじめ等の人権侵害を許さない、自他ともに大切にする子どもを育てる

●いじめ等の人権侵害は決して許してはいけません。相手の意見や互いの多様な個性を認め合い、自分だけではなく、自らに関わるすべての人を思いやり大切にする豊かな人間性を育てていきます。

3. 自分の考えを持って意見を言い、主体的に行動ができる子どもを育てる。また子どもの意見表明権を十分に尊重する

●個人として自立するためには、必要な知識や能力を身に付け、自分の考えを持つことが大切です。また、他者と協調し、協働していくために、自分の意見を言い、主体的に行動することが求められます。児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)では、自分の意見を形成する能力のある子どもが、自分に影響を及ぼすすべての事項について自由に意見を表明する子どもの意見表明権を認めています。市では子どもの意見表明権を十分に尊重し、意見を聞く機会を保障するものとします。

4. 好ましい生活習慣や食習慣を身に付けさせるなど、教育における家庭の役割を重視し、心身ともに健康な子どもを育てる

●家庭はすべての教育の出発点であり、保護者は子どもの教育に第一義的な責任があります。また、食事や普段の生活習慣は、子どもたちの成長の基礎であり、健全な発育を促す重要な要素となります。家庭と行政が力を合わせて、好ましい生活習慣や食習慣を身に付けさせるなど、子どもが心身ともに健康に育つよう努めなければなりません。

5. 郷土丸亀の歴史・文化・自然を知り、丸亀に愛着を持つ子どもを育てる

●自らの郷土の歴史・文化・自然を知り、愛着と誇りをもつことは、地域社会を担う人材としてだけでなく、これからの国際社会を生きる日本人としても非常に大切なことです。子どもたちが丸亀を知り、愛着をもてる郷土教育を推進します。

6. 国際平和、自然環境、政治参加、多文化共生に関する教養を身に付けた、現代社会のグローバルな課題に対応できる子どもを育てる

●戦争やテロ、地球温暖化、多様性の尊重など現代社会が直面する地球規模の課題に対応するため、国際平和や自然環境、政治参加、多文化共生に関する教養を高め、優れた国際感覚や創造性を身に付けていく教育を推進します。

## II 【教育環境の整備】

7. 教育の政治的中立性を確保し、市教育委員会としての機能を強化する

●教育基本法は特定の政党の主張に偏った党派的政治教育を禁止しています。教育の政治的中立性を確保し、教育を取り巻く環境の変化に的確に対応できるよう教育委員会としての機能を引き続き強化します。

8. 開かれた学校運営のもと、コミュニティ・スクールの取組をすすめ、地域とともにある学校づくりを目指す

●学校の自主性・自律性を高め、保護者や地域に開かれた学校運営に引き続き努めるとともに、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むコミュニティ・スクールを推進し、地域とともにある学校づくりをすすめていきます。

9. 新時代の学びを支える学校施設やICT教育の環境整備とともに、少人数学級による指導体制の整備や個々の教員の指導力向上に取り組み、個別最適な学びの充実を図る

●GIGA スクール構想など、新時代の学びを支える学校施設の整備を長寿命化計画等に基づきすすめるほか、ICT教育や少人数学級によるきめ細やかな指導体制の整備に対応するため、教員の指導力の向上に取り組み、一人ひとりの子どもたちにあった安全で快適な教育環境づくりをすすめていきます。

10. 不測の事態への備えとして、学校での感染症防止対策のほか、ICTを活用した教育環境や指導体制を整え、子どもたちの学びの機会を保障する

●災害や感染症など、不測の事態においても子どもたちの学びを保障するため、基本的な感染症対策など新しい生活様式を踏まえた施設環境の整備のほか、ICTを活用したオンライン学習や家庭学習の支援などに取り組みます。

11. 働き方改革や業務改善により、教職員の業務負担を軽減し、子どもと向き合う時間や環境を確保する

●就学前教育や学校教育は、教職員と児童生徒との人間的な触れ合いを通じて行われるものであり、より質の高い教育を目指すために、教職員の業務配分を見直し、子どもと向き合う時間と環境を確保できるよう働き方改革や業務改善に継続的に取り組みます。

1 2. 家庭の教育費負担を軽減するなど、貧困による教育格差を是正する

●教育の機会は、経済状況や家庭環境にかかわらず、誰もが等しく与えられるべきものです。家庭の教育費負担を軽減したり、学習機会を提供したりするなど、子どもの貧困による教育格差の是正を図ります。

1 3. 幼保一元化を推進するとともに、すべての子どもに質の高い就学前教育、保育を保障する

●就学前教育段階は、生涯にわたる人格形成の基礎となる重要な時期であり、すべての子どもが質の高い就学前教育、保育を保障されなければなりません。幼保一元化を推進し、就学前教育の機会確保を図るとともに、どの施設に在籍しても等しく質の高い教育・保育を受けることができる環境を整えます。

### Ⅲ【生涯学習の推進】

1 4. 人生100年時代を見据え、生涯を通じて学び、活躍できる機会を充実させ、生涯学習を推進する

●長寿が進行し人生100年時代を見据えるようになった現代社会において、市民一人ひとりが、個性や能力を伸ばす学習の場や、地域社会の中で輝くことができる活躍の場を提供し、生涯学習を推進します。

1 5. 市民が学びでつながり、その成果を還元する「学びの循環」を地域や民間事業者等と連携して実現し、まちの活性化につなげる

●市民の学びを地域に生かす「学びの循環」を実現するためには、行政だけではなく地域住民や民間事業者等との連携が重要です。生涯学習クラブや市民学級等の活動を通じて得られるネットワークを地域づくりに活用し、まちの活性化につなげていきます。

#### IV【文化芸術の振興】

16. 市民の主体的な文化芸術活動を促進し、地域内や世代間での交流の拡大や地域文化の再認識をすすめる

●文化芸術活動を通じ、地域内や世代間の交流を深めることが、自らの地域文化を再認識し、地域に新たな誇りと愛着を持つことにつながります。市民の文化芸術に触れあう機会の充実や文化交流活動の支援などに取り組み、交流の拡大を図ります。

17. 市民がくらしのなかで文化芸術に触れる環境を整え、誰一人取り残さず共に生きる社会を築く社会包摂の理念のもと、心豊かな生活と活力あるまちづくりにつなげる

●文化芸術に備わる社会包摂の特性を生かして、子どもから高齢者、障がい者、社会的に孤立又は困難を抱えている人などの社会参加の機会をつくり、誰もが文化芸術活動に参加できる環境を整え、心豊かな生活と活力あるまちづくりにつなげていきます。

18. 丸亀城等の文化財の適切な保存と、確実な次世代への継承を図りながら有効に活用する取組を推進する

●丸亀城等の文化財は、市民の貴重な財産であり誇りです。こうした文化財を後世に確実に継承するため、適切に保存するとともに、ふるさと丸亀を象徴する財産として地方創生や観光振興等へつながる取組に有効に活用していきます。

## V【スポーツの振興】

19. 市民がスポーツを通じ健康づくりや生きがいづくりに取り組み、生活の質を高め、元気に暮らすことができるまちづくりをすすめる

●競技スポーツに限らず、市民が運動やスポーツに広く親しみ、健康増進や生きがいづくりなどに取り組むことで、生活の質を高め、元気に暮らすことができるようなまちづくりをすすめます。

20. 市民が世代に応じた多様なスポーツ活動を推進できる環境を整え、市民の連携や交流を拡大するとともにまちの魅力と活力を創出する

●スポーツ種目や市民のスポーツに対する考え方は多様化しています。それぞれの世代に応じたスポーツの機会と環境を整え、スポーツ活動を通じたなかまづくりや青少年の健全育成、まちのにぎわいづくりなどに取り組むことで、まちの魅力と活力を創出していきます。